

平成 22 年度 検査費用点数の変更に伴う注意点

医見書 Ver3.1.2 へのバージョンアップをおこなうと、検査費用点数が最新の状態へと変化するためバージョンアップをおこなう前に必ず請求漏れがないことを確認してください。

Ver3.1.2 へのバージョンアップ後、平成 22 年以前の報酬単価で意見書の請求をおこないたい場合

以下の作業は[メインメニュー] [基礎データ登録] [「保険者」登録/更新画面]にて作業をおこないます。
(平成 20 年度および 22 年度の報酬単価につきましては、下記の表をご参照ください。)

[1. 各種点数の変更方法]

該当の保険者情報を開いていただき、[保険者情報 2]タブにて平成 20 年度の検査費用点数へと変更後、更新してください。

[2. 初診料としての電子化加算の算定方法]

初診料として電子化加算の算定をおこないたい保険者情報を開いていただき、
[保険者情報 2]タブにて初診料の点数に[3 点]を加えた状態で更新してください。

[3. デジタル映像化処理加算の算定方法]

該当の保険者情報を開いていただき、[保険者情報 2]タブにて電子画像管理加算]を[15 点]へと変更し、
各種意見書の編集画面、[請求]タブより[診察・検査内容入力]をクリックしてください。[請求先・点数再設定]を
クリックし[電子画像管理加算]を選択後、摘要欄を[デジタル映像化処理加算]と入力していただくことで対応可能です。

【上記[1.]/[2.]/[3.], いずれかの操作をおこなった後、下記の項目を必ずご確認ください。】

各意見書を作成する際、[請求]タブにて編集をおこなう[診察・検査内容入力]画面は、
変更前の点数が表示されますので、[請求先・点数再設定]をクリックし変更後の点数を反映させてください。
また、上記記載の[保険者情報 2]タブより、[H22 年診療報酬単価]ボタンをクリックすることで、
平成 22 年度の診療報酬単価へと戻すことができます。

【名称】	【変更前(平成 20 年報酬単価)】	【変更後(平成 22 年報酬単価)】
血液採取(静脈)	11 点	13 点
末梢血液一般検査	22 点	21 点
血液学的検査判断料	125 点	125 点 (変更なし)
血液科学検査(10 項目以上)	129 点	123 点
生化学的検査の判断料	144 点	144 点 (変更なし)
尿中一般物質定性判定量検査	26 点	26 点 (変更なし)
単純撮影	65 点	アナログ = 60 点 デジタル = 68 点
写真診断(胸部)	85 点	85 点 (変更なし)
フィルム(大角)	13 点	11 点
電子画像管理加算	60 点	57 点
画像記録用フィルム(大角)	24.1 点	22 点
デジタル映像化処理加算	15 点	廃止
初診時の電子化加算	3 点	廃止